

令和 2 年 5 月 29 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03313

研究課題名(和文) 中国における婚姻家族の紛争と裁判に関する比較法学的研究

研究課題名(英文) A comparative legal study on the disputes and trials regarding married family in China

研究代表者

李 妍淑 (LI, Yanshu)

北海道大学・アイヌ・先住民研究センター・客員研究員

研究者番号：90635129

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、中国の家事紛争解決システムにおける裁判の実務と家事紛争が生じる社会の実態を、ジェンダーおよび東アジア比較の視点から調査・分析し、これを主たる手がかりとして、いわゆる「家族」とは何かという古典的かつ近代的な問いに一定の答えを与えようと試みたものである。具体的には、家事紛争が生じる社会の実態からみる「家族」の多様性と家事事件を取り扱う裁判からみる「家族」の画一性を確認した上で、多様な家事紛争に介入する既存の紛争解決システムの限界を検討することを通じて、それが中国人の画一化された家族観形成に不可欠な役割を果たしていることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

中国の婚姻家族をめぐる実態とその裁判の現状調査・分析を通じて、既存の家事紛争解決システムの限界を示すとともに、ジェンダーおよび東アジアの視点から中国社会の家族概念を再検討することができた。家族のあり方が多様化しつつある中で、裁判がいかんして当事者各々の利益を最大限に尊重する形で実現できるかは東アジア共通の法政策的課題であるが、本研究はこうした問題の解決に向けて一定の理論的示唆を与えることができたと考えている。

研究成果の概要(英文)： This study aims to investigate and to analyze the practices in the courts under the family conciliation system and the social situation in which domestic disputes arise in China from the perspective of gender and East Asian comparison, and attempts to give a certain answer to the classical and modern question, what a "family" is. This study, at first, reveals the diversity of the family in the actual conditions of the Chinese society, and the uniformity of the family conception in the family conciliation cases. And then, it became clear that the diversity of the domestic dispute was beyond the imaginations of the existing family conciliation system. From these analyzes, it became clear that the existing family conciliation system had a great influence on the formation of the uniform family conception in China.

研究分野：基礎法

キーワード：婚姻家族 家事紛争 家事裁判 家族規範 家族の多様性 ジェンダー 東アジア 中国

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 家事事件手続法が制定されていない中国では、通常の訴訟手続(調停と裁判)で家事紛争を処理するため、親密関係に特有の問題が解決されにくいことがしばしば指摘されてきた。具体的には、調停前置主義を採るものの、法学・社会学・心理学などの専門知識を有する調停スタッフは極めて少なく、紛争解決に時間的・労力的・金銭的なコストがかかること、家事関係の裁判も公開審理することがあるため、当事者のプライバシーの権利が十分に保障されていないこと、調停スタッフのほとんどは行政関連機関の職員が兼任することが多く、かつジェンダー視点も欠如している(裁判官も含む)ため、多様な家族のニーズに対応できていないことなどが挙げられる。こうした現状を踏まえると、既存の家事紛争解決システムは、日々増加する家事事件を処理していく上で必ずしも効率的かつ合理的に機能しているとは言い難い。

(2) 研究代表者は、中国の婚姻法を軸とした法とジェンダーをめぐる問題に取り組んできた結果、婚姻法など関係法律においては伝統的な家長父制を投影したジェンダー構造が存在し、性に基づく差別がいまだ有形無形に現存していることを実証的に確認してきた。中国ではバイアスのかかった法規定を根拠に家事紛争を一律に処理する傾向が強く、公正・公平に欠ける結論を導く危険性が潜んでいるにもかかわらず、その実態は明らかではなかった。つまり、国家が進めてきたジェンダー政策によって構築されたジェンダー法秩序のもとで、多様な家族の法的権利が国家から実際にどのように尊重され保障されたかについては、必ずしも明確な答えがなかった。そこで、ジェンダー法秩序の根底に据えられる共同体としての「家族」とそれをめぐる紛争解決システムに注目し、「家族」が構成員相互で紛争を起こした際に、国家はどのような救済措置を考えていたのか、家事紛争解決プロセスはいかなるものなのかを明らかにするとともに、それらを通じて法や裁判の中で語られる「家族」のあり方について研究を進める必要があると考えた。

2. 研究の目的

(1) 上記1で述べた研究背景と問題関心の状況認識に基づき、本研究は、家事紛争解決システムにおける裁判の実務と家事紛争が生じる社会背景の実態を、ジェンダーおよび東アジア比較の視点から調査・分析し、これを主たる手がかりとして、いわゆる「家族」とは何かという古典的かつ近代的な問いを解明することを目指した。そして、この目的を達成するために、以下の点を実証的に明らかにすることを計画した。

(2) 第一に、中国で生じている実態としての家事紛争のパターンを台湾や韓国の場合と比較分析し、中国独自の特徴を導き出すとともに、実態としての「家族」と家事紛争解決システムによって保護される「家族」との相違を解明すること。

第二に、裁判の実態調査を行い、家事紛争の背景をなすジェンダー構造と家事紛争解決システムに潜んでいるジェンダー構造それぞれの特徴を明らかにすること。

その上で、上記の分析結果を総合し、中国社会における「家族」とは何かという問いに一定の答えを与えようと試みた。

3. 研究の方法

(1) 一次資料や文献の収集・分析による家事紛争と裁判の実態調査

本研究の中心をなす方法は、一次資料、とくに家事紛争と裁判の実態がわかる中国・台湾・韓国の関連資料の比較分析である。中国関係の一部の資料は、研究代表者が所属する北海道大学に収められている「CNKI」、「北大法意」および「万律(中国語版 Westlaw)」という中国学術論文や裁判例のデータベースから入手し、関係資料や文献の収集と整理、検討にあたった。ほかに、大学図書館を通じた相互貸借や複写の取り寄せも活用したが、外国でしか入手できない資料については現地に赴き調査した。

(2) 法学以外の周辺分野の文献収集と関係者へのインタビュー調査

上記の一次資料の収集・分析と並行して、研究全体に関わる視角や手法を、より実効的なものにも配慮した。具体的には、法学以外の、社会学・心理学・歴史学・政治学等周辺分野の視点から分析した家族関係の文献の収集・検討から得た知見にも目配りすること、国内外のこれらの分野の研究者、訴訟にかかわる裁判官・弁護士等の実務家、当事者を支援する活動に携わる市民団体および関連行政機関との意見交換によって専門的知識の提供を受けたことである。意見交換は、主に研究会・ワークショップ・シンポジウム・講演会・学会等への参加によるディスカッション、現地での関係者に対するインタビュー調査によって実現した。こうした一連の研究活動を通じて、関連分野の先端的な研究状況や手法に学ぶように努めた。

(3) 研究成果の中間発表による議論環境の構築

上記の(1)と(2)の作業を踏まえた上で、分析結果を少しずつまとめて年度ごとに研究会や学会等での発表を通じて本研究について議論できる環境を構築することを試みた。また、研究発表に寄せられた意見を参考にすることで議論の精度を高めることにも努めた。

4. 研究成果

(1) 本研究の第一の成果は、中国で生じている実態としての家事紛争のパターンを実証的に明らかにしたことである。これまで中国の家事紛争には、離婚、親子、後見、養子縁組、扶養、相続など、いわゆる伝統的な身分関係や財産関係にかかわるものが主であったが、近年におい

ては、生殖補助医療による親子の法的関係の確定、家族同士の金銭トラブル、家庭内暴力、ドランスジェンダーや同性カップルによる問題提起などが増え続けている。長い間にわたって実施してきた産児制限政策が緩和され、生殖補助医療を用いて出産するケースがみられる。とくに、非配偶者間人工授精（AID）や代理母出産による親子関係の確定に関する訴訟では、産む性をもつ女性の利益が十分に保障されない実態がある。また、家庭内暴力関係のケースでは、社会的弱者である女性や子どもが危険にさらされることが多く、犯罪構成要件が曖昧かつ限定的であるため、裁判を通じた解決を見込めないのが現実である。性的マイノリティーによる問題提起も増えているが、法によって認められていないことを理由に退けられている。たしかに中国の経済的成功が人々に多様な価値観をもたらしたことに伴い、社会の実態としても家族のあり方は多様化しつつある。だが、現行家事紛争解決システムは依然として婚姻家族のみを保護対象とするにとどまっている。婚姻家族とそれ以外の家族に対する手当の格差は決定的で、後者に対する手当は不十分、人権視点が欠如する場面さえ多々みられる。したがって、社会の実態に即した紛争解決システムを、法的レベルだけではなく、社会的・政治的レベルにまで引き上げる必要があることを確認した。

（２）本研究の第二の成果は、裁判の実態調査を行い、家事紛争の背景をなすジェンダー構造と家事紛争解決システムに潜んでいるジェンダー構造それぞれの特徴を明らかにしたことである。上記（１）で述べたように、家庭内暴力、すなわちDVが介在する離婚および親子事案、そして性虐待がみられる事案においては、危険にさらされるのは圧倒的に女性や未成年の子どもが多く、これらは中国社会の「男」と「女」の権力関係を如実に現していると考えられる。近年、性的マイノリティーによる問題提起が増えつつも、裁判や政治の場における議論が未熟な現状は、中国社会における性別二元論の規範性が厳然とした根を張っている証左でもある。もっとも、徐々にではあるが、性的マイノリティーが社会的に承認されるケースも見受けられ、性別二元論と性別多元論が混在している面が皆無ではない。だが裁判の実態調査に即してみれば、法的な保護対象が「男」と「女」で構成される異性愛カップルの婚姻家族のみであることは明らかである。したがって、現行法システムでは性別二元論に基づく画一的な家族のあり方が堅持されているが、中国社会の実態として存在する多様な家族のあり方とは乖離していることが確認された。

（３）本研究の第三の成果は、上記（１）と（２）の結果を受けて、中国社会における「家族」とは何かという問いに対する理論的な応答可能性についての検討が得られたことである。近代家族とは、その誕生以来、異性愛カップルとその間に生まれた子どもによって構成された、血縁中心の共同体という理解が一般的である。そこでは支配と被支配の力関係が作用し、女性と子どもは「家族」または「愛」という名のもとに男性に服従してきたというモデルである。そして、この理解の仕方は中国社会においても共通している。現行法はこれを是正するため、子どもの権利保障、男女平等および女性への特別保護に関する法規定を積極的に設け、家族という共同体の中で埋没されがちな弱い立場の個人が法的保護を受けられるようその改善を図ってはいる。だが、現行法は、「家族」を近代の家族という狭義の意味に限定して捉えることによって、それ以外の家族を保護対象から除外している。個人が尊厳ある存在であるということが法的に保護を受けるべき十分な理由になるならば、実態として存在する「家族」のニーズに合わせて、現行法の家族概念の裾野を広げ、幅広い親密関係をカバーできるシステムへと調整していかなければならないことは明らかである。加えて、そのために法に成し得ることについて、今後、一層具体的なレベルにおいて比較研究を進展させることが課題であることが確認された。

なお、無形の成果として、本研究を通じて、同様のテーマに関心を持つ各国研究者、実務家および関係活動家等との間で一定のネットワークを構築することができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 李妍淑（伊藤弘子監修）	4. 巻 790号
2. 論文標題 中国家族法（10）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 17,22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 李妍淑（伊藤弘子監修）	4. 巻 791号
2. 論文標題 中国家族法（11）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 4-8
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 李妍淑（伊藤弘子監修）	4. 巻 792号
2. 論文標題 中国家族法（12）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 2-9
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 李妍淑（伊藤弘子監修）	4. 巻 793号
2. 論文標題 中国家族法（13・完）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 13-19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 常本照樹(李妍淑翻訳)	4. 巻 88号
2. 論文標題 愛奴族政策實施推動法之特色與意義 展望適合愛奴族與日本之先住民族政策	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 原教界(国立政治大学・台湾)	6. 最初と最後の頁 78-84
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 李妍淑訳	4. 巻 11号
2. 論文標題 民族のあり方と先住民族政策――台湾平埔族の原住民族認定をめぐる	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 北海道大学アイヌ・先住民研究センターブックレット	6. 最初と最後の頁 1-66
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 李妍淑	4. 巻 752号
2. 論文標題 中国家族法(9)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 33-37
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計2件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 李妍淑
2. 発表標題 DV事案におけるソーシャルワークー台湾の事例を中心に
3. 学会等名 日本司法福祉学会第20回全国大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 李妍淑
2. 発表標題 親子面会交流における支援の現状と課題 台湾を例に
3. 学会等名 公開研究会「家事司法政策の国際比較 子の福祉観点から」
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----